# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香美市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

香美市長

#### 公表日

令和6年1月12日

[平成31年1月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練並びに介護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う制度である。特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者資格の取得・異動等に関する事務 ②要介護認定・要支援認定に関する事務 ③介護保険サービスの給付に関する事務 ④介護保険料の賦課・徴収に関する事務
③システムの名称	介護保険システム、統合宛名システム、中間サーバー、国保連接続システム
2. 特定個人情報ファイル	Ž
介護情報ファイル、宛名管理シ	ステム
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条(利用範囲)別表第一の68項
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 「実施する」 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 【情報提供の根拠】 〇番号法別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄に「介護保険給付等関連情報」が含まれる項(1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,108,117) 〇番号法別表第二の第三欄(情報提供者)に「他の法令による給付を行うこととされている者」等の記載がある項のうち、第四欄に「他の法令による給付の支給に関する情報」等の記載があり且つ当該項に係る主務省令において介護保険法が規定されている項(5,1722,43,81,95,97,109,120) 〇番号法別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄に「介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる(95) 【情報照会の根拠】 〇番号法別表第二の第一欄が「市町村長」の項のうち第二欄に「介護保険法に事務」が含まれる項(93,94)
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	高齢介護課
②所属長の役職名	高齡介護課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	
請求先	香美市総務課総務班 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号 電話0887-53-3111
8. 特定個人情報ファイルの	
連絡先	香美市高齡介護課社会長寿班 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号 電話0887-52-9280

# Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			15年12月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和	5年12月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書	書の種類			
[    基礎	項目評価書	]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価。 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	書
2)又は3)を選択した評価実 されている。	施機関につい	ヽては、それぞれ重	点項目評価書又は全	項目評価書において、リスク対策の詳細が	
2. 特定個人情報の入手(ヤ	青報提供ネ	ットワークシステ	ムを通じた入手を隙	<b>₹</b> <。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	Γ	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	委託		[ 〇 ]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[		]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情	報提供ネットワーク	システムを通じた提供	共を除く。) [〇]提供・移転し	しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[		]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続	[ ]报	接続しない(入手) [ ]接続しない	(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・	肖去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
8. 監査					
実施の有無	[ ] 自	己点検	[〇] 内部監査	[ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・問	各発				
従業者に対する教育・啓発	[ +	分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署	②所属長 健康介護支援課長 中山 繁美	②所属長 健康介護支援課長 前田 哲夫		
平成28年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の係数か	平成27年12月31日 時点		
平成28年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 取扱者数	いつの時点の係数か	平成27年12月31日 時点		
令和1年6月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署	②所属長 健康介護支援課長 前田 哲夫	②所属長 健康介護支援課長	事後	新様式に伴う変更であり、重 要な変更に該当しない。
令和1年6月25日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計 数か	平成27年12月31日 時点	平成31年6月25日 時点	事後	時点日の変更であり、重要な 変更に該当しない。
令和1年6月25日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の 計数か	平成27年12月31日 時点	平成31年6月25日 時点	事後	時点日の変更であり、重要な 変更に該当しない。
令和1年6月25日	Ⅳリスク対策 1~9	_	各項目追加による記載	事後	新様式に伴う変更であり、重 要な変更に該当しない。
令和1年11月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計 数か	平成31年6月25日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	時点日の変更であり、重要な 変更に該当しない。
令和1年11月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の 計数か	平成31年6月25日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	時点日の変更であり、重要な 変更に該当しない。
令和4年2月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)	事後	法令の条項号ズレによる変更 であり、重要な変更に該当しな い。
令和6年1月12日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム、統合宛名システム、中間 サーバー	介護保険システム、統合宛名システム、中間 サーバー、国保連接続システム		国保連接続システムを追記した

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月12日	トス/書報/声惟	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の 1. 2. 3. 4. 6. 26. 30. 33. 39. 42. 56の2. 58. 61. 62. 80. 87. 90. 93. 94. 95. 117項	番号法第19条第8号 【情報提供の根拠】 〇番号法別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄に「介護保険給付等関連情報」が含まれる項(1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,108,117) 〇番号法別表第二の第三欄(情報提供者)に「他の法令による給付を行うこととされている者」等の記載がある項のうち、第四欄に「他の法令による給付の支給に関する情報」等の記載があり且つ当該項に係る主務省令において介護保険法が規定されている項(5,1722,43,81,95,97,109,120) 〇番号法別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄に「介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる(95) 【情報照会の根拠】 〇番号法別表第二の第一欄が「市町村長」の項のうち第二欄に「介護保険法に事務」が含まれる頃95)	事後	・現時点までの根拠条項を追記した。・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律(第9条)を追記した。
令和6年1月12日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署 ①部署	健康介護支援課	高齢介護課	事後	令和5年4月1日付組織編成に 伴う課名変更のため
令和6年1月12日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署 ②所属長の役職名	健康介護支援課長	高齢介護課長	事後	令和5年4月1日付組織編成に 伴う課名変更のため
令和6年1月12日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ	香美市健康介護支援課社会長寿班 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号 電話0887-52-9280	香美市高齡介護課社会長寿班 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号 電話0887-52-9280	事後	令和5年4月1日付組織編成に 伴う課名変更のため
令和6年1月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計 数か	令和1年1月11日	令和5年12月1日	事後	計測時点の更新のため。
令和6年1月12日	Ⅱしきい値判断項目 1. 取扱者数	令和1年1月11日	令和5年12月1日	事後	計測時点の更新ため。